

○倉敷市交際費の公表に関する要綱

平成 16 年 12 月 2 日

告示第 620 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、倉敷市交際費の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表事項)

第 2 条 倉敷市交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出年月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出項目(倉敷市情報公開条例(平成 10 年倉敷市条例第 5 号)に規定する不開示情報は除く。)

(公表時期)

第 3 条 倉敷市交際費の公表は、当月分を翌月の 15 日までに行うものとする。

(公表方法)

第 4 条 倉敷市交際費の公表は、その概要を倉敷市のホームページに掲載するとともに、情報政策課情報公開室において縦覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日告示第 229 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。